茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第３０号

茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市契約規則（昭和４７年茅ヶ崎市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「５０万円未満」を「１，０００，０００円未満」に改める。

第４３条の２第３項を次のように改める。

３　継続費又は債務負担行為に係る契約の工事既済部分に内払をする場合における前条第３項の規定の適用については、同項中「前払金額」とあるのは「当該会計年度における前払金額」と、「工事の出来高歩合」とあるのは「当該会計年度における工事の出来高歩合」と読み替えるものとする。

別表の１の表Ｃの項及び２の表Ｃの項中「１，３００，０００円以上」を「２，０００，０００円以上」に改める。

附　則

１　この規則は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第４３条の２の改正規定　公布の日

(2) 別表の１の表及び２の表の改正規定　令和９年４月１日

２　改正後の第４３条の２の規定は、前項第１号に掲げる規定の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。